

見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 別紙のとおり		
工事番号	新庁準第5号	発注担当課	管財課新庁舎建設準備室
工事名	旧水道課庁舎外解体第2期工事		
工事場所	五所川原市金木町朝日山 地内		
工事期限	平成30年10月31日	工事の種類	解体工事
工事概要	旧水道課庁舎 補強コンクリートブロック造平家建 延床面積217.79㎡ 金木商工会館 鉄骨造2階建 延床面積458.87㎡ 上記建築物の解体工事に伴う地下埋設物の撤去及び整地等工事一式		
予定価格(税抜き)※	10,330,000円	最低制限価格の設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ 有
見積依頼業者 (契約の相手方)	見積書記載金額(円)	摘要※	
(有)川島工業	10,000,000	決定	
備考 見積額(契約額)は、見積書記載金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。			

※ 契約締結後に公表する場合は、予定価格と摘要欄に契約締結日を記載すること。

随意契約理由書

- 1 業務名 旧水道課庁舎外解体第2期工事
- 2 業務場所 五所川原市金木町朝日山 地内
- 3 契約の相手方 有限会社 川島工業 代表取締役 川島 文一
- 4 随意契約適用法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
(競争入札に付することが不利と認められるとき)
- 5 随意契約の理由

旧水道課庁舎外解体工事については、平成30年3月23日に5社による指名競争入札により(有)川島工業と契約を締結し、平成30年10月31日を期限として工事を施工しているところである。

旧水道課庁舎及び金木商工会館の解体を進めたところ、アスファルト舗装下からコンクリート塊等が出土しており、今後建設する金木庁舎の杭基礎工事に支障がでることが予想されるため、金木庁舎の配置・平面図を基に、金木庁舎の基礎工事範囲のすべてを掘削して、瓦礫その他の障害物の確認・撤去を行う必要が生じた。

上記工事を旧水道課庁舎外解体第2期工事として発注するものであるが、(有)川島工業は同一の工事場所において工事を施工中であり、コンクリート塊等の出土は、当初想定していない事由により必要となった工事であり、これを(有)川島工業に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により(有)川島工業から見積書を徴取し、予定価格以内で契約を締結するものである。